

岡山県公報		発行 岡山県			
目次				担当課（室）	
【規則】 ○岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 ○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 ○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 （以上県例規集登載） 【告示】 ○許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 （県例規集登載） ○生活保護法等に基づく指定医療機関の指定 ○生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更 ○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止 ○生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退 ○生活保護法等に基づく指定医療機関の指定				行政改革推進室 建築指導課 建築指導課 〃 建築指導課	
定の取消し ○生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更 ○生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止 ○生活保護法等に基づく指定介護機関の指定の辞退 ○漁業災害補償法の規定による同意の成立 ○河川敷地の公用廃止 ○都市計画の変更 【公告】 ○大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○県営土地改良事業計画の縦覧 ○県営土地改良事業変更計画の縦覧 ○公共測量の実施 ○〃 ○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【教育委員会】 ○岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）				〃 〃 〃 水産課 河川課 都市計画課 経営支援課 耕地課 〃 監理課 建築指導課 教育委員会	

◎岡山県規則第七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第十七号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの建替え及び管理のうちマンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「の施行」を「に基づく除去の必要性に係る認定及び容積率の特例」に改め、「（住宅課の分掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 長期優良住宅制度のうち長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づく容積率の特例に関すること。

第六十一条の三第十号中「マンション管理の指導」を「マンションの建替え及び管理」に改め、「こと」の下に「（建築指導課の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十一号中「こと」の下に「（建築指導課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

◎岡山県規則第八号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の部に次のように加える。

19 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関する事務	1 新たに建築される認定長期優良住宅の容積率の特例の許可（第18条第1項）						○				
	2 建築審査会に対する同意及び審査請求に係る措置（第18条第2項）						○				

別表第三住宅課の第6の項中「（平成20年法律第87号）」や第6の項第1の項中「長期優良住宅建築等に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下この項において「設計住宅性能評価書の写し」という。）」や「同法第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの写し」とあるを第6の項第1の項中「適合証又は設計住宅性能評価書」や「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれら」と定める。

附 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

◎岡山県規則第九号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（容積率の特例に係る許可の申請の添付図書等）

第二条 省令第十八条第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- 一 岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）第十二条第一項第一号の表に掲げる図書
- 二 法第七条の規定による認定の通知書の写し並びに省令第二条の申請書に添えた配置図及び各階平面図
- 三 その他知事が必要と認める図書又は書面
（法人等の申請）

第三条 法第十八条第一項の規定による許可を申請しようとする者（次項において「申請者」という。）が法人である場合においては、申請書にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 代理人が申請者に代わって法第十八条第一項の規定による許可を申請しようとする場合は、代理人は、申請書に当該申請者の委任状を添えなければならない。

（申請の取下げの届出）

第四条 法第十八条第一項の規定による許可を申請した者は、当該申請に係る許可等の処分をした旨の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請年月日
- 二 敷地の地名地番
- 三 取下げの理由
- 四 その他知事が必要と認める事項
（許可事項等の変更）

第五条 法第十八条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた事項の変更をしようとする場合は、当該許可をした旨の通知書を添えて、第二条の規定に準じ、改めて許可を申請しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

◎岡山県告示第七十号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。
令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項中91を92とし、90を91とし、89を90とし、88の次に次のように加える。

89	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項	認定長期優良住宅の容積率の特例の許可	40日			
----	--	--------------------	-----	--	--	--

別表土木部の部住宅課の項中「（平成20年法律第87号）や認定長期優良住宅建築等に係る技術的審査適合証」や「同法第6条の2第5項に規定する確認書」及び「住宅性能評価書」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計」や「確認書」という。）及び「設計住宅性能評価書の写し」という。）や「住宅性能評価書」という。）並びにこれらの写し」を、同項4から43までの段次中「適合証又は設計住宅性能評価書」や「確認書及び住宅性能評価書並びにこれら」に改める。

別表出先機関の部県民局（建設部）の項62から65までの規定中「適合証又は設計住宅性能評価書」や「確認書若しくは住宅性能評価書又はこれら」に改める。

附 則

この告示は、令和四年二月二十日から施行する。

◎岡山県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
ほくぼう薬局	真庭市下中津井773-11	R3.12.1
新見クリニック	新見市西方450	R4.1.1

◎岡山県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
さくら薬局市立備前病院前店	備前市伊部2408-8	名称	片上薬局	さくら薬局市立備前病院前店	R4.1.1

◎岡山県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
ほくぼう薬局	真庭市上水田3824-1	R3.12.1
耳鼻咽喉科福島医院	真庭市多田33-1	R3.12.25
医療法人西下内科医院	津山市小原200-48	R3.12.29
株式会社服部薬局上河原店	津山市上河原211-12	R3.12.31
新見クリニック	新見市西方450	R3.12.31

◎岡山県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

令和四年二月十八日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	辞退年月日
総社みなみ歯科	総社市駅南1-29-1	R4.3.1

◎岡山県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関の指定を取り消した。

令和四年二月十八日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原 隆 太

名 称	所 在 地	取消年月日
東条小児科医院	玉野市迫間字上川田2137-4	R3.12.30

◎岡山県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	さくら薬局株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1-1	さくら薬局市立備前病院前店	備前市伊部2408-8	事務所の名称	片上薬局	さくら薬局市立備前病院前店	R4.1.1
介護予防事業者	さくら薬局株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1-1	さくら薬局市立備前病院前店	備前市伊部2408-8	事務所の名称	片上薬局	さくら薬局市立備前病院前店	R4.1.1

◎岡山県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社あさがお	津山市太田799-20	ほくほう薬局	真庭市上水田3824-1	R3.12.1
介護予防事業者	株式会社あさがお	津山市太田799-20	ほくほう薬局	真庭市上水田3824-1	R3.12.1
居宅介護事業者	株式会社服部薬局	津山市田町21-1	株式会社服部薬局上河原店	津山市上河原211-12	R3.12.31
介護予防事業者	株式会社服部薬局	津山市田町21-1	株式会社服部薬局上河原店	津山市上河原211-12	R3.12.31

◎岡山県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関が次のとおり指定を辞退した。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
居宅介護事業者	上田 恭史	総社市駅南1丁目29-1	総社みなみ歯科	総社市駅南1丁目29-1	R4.3.1
介護予防事業者	上田 恭史	総社市駅南1丁目29-1	総社みなみ歯科	総社市駅南1丁目29-1	R4.3.1

◎岡山県告示第七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 小型機船底びき網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第八十号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。
その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県美作県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

一級河川旭川水系塩之内川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年二月十八日

三 廃川敷地等の位置

久米郡久米南町塩之内字橋の元地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

廃川敷地一三平方メートル

◎岡山県告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市西田、中帯江、加須山、二日市及び新田並びに都窪郡早島町若宮、早島及び前潟並びに瀬戸内市長船町八日市及び長船町長船の一部

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、早島町建設農林課及び瀬戸内市産業建設部建設課

〔六七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス桜が丘店
所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五番三二〇ほか
名称 ドラッグコスモス長船店
所在地 瀬戸内市長船町土師字松ヶ端一六六番ほか
名称 ドラッグコスモス西江原店
所在地 井原市西江原町字森友一二〇一番一ほか
名称 ドラッグコスモス院庄店
所在地 津山市院庄字柳ヶ坪九五八番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

- ア (変更前) 名称 (仮称) ドラッグコスモス桜が丘店
(変更後) 名称 ドラッグコスモス桜が丘店
- イ (変更前) 名称 (仮称) ドラッグコスモス長船店
(変更後) 名称 ドラッグコスモス長船店
- ウ (変更前) 名称 (仮称) ドラッグコスモス西江原店
(変更後) 名称 ドラッグコスモス西江原店
- エ (変更前) 名称 (仮称) ドラッグコスモス院庄店
(変更後) 名称 ドラッグコスモス院庄店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

- (変更前) 名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- (変更後) 名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

令和4年2月18日 岡山県公報 第12371号

第一福岡ビルS館四階	
代表者の氏名	代表取締役 宇野 正晃
名称	株式会社コスモス薬品
住所	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号
第一福岡ビルS館四階	
代表者の氏名	代表取締役 横山 英昭
変更年月日	
令和三年八月二十四日ほか	
届出年月日	
令和四年二月七日	
縦覧の期間及び場所	
1	縦覧の期間
令和四年二月十八日から同年六月二十日まで	
2	縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課	

〔六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名
県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 長船地区）
- 二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池整備（地震対策） 長船地区）計画書
- 三 縦覧の期間
令和四年二月十八日から同年三月十一日まで
- 四 縦覧の場所
瀬戸内市役所

令和4年2月18日 岡山県公報 第12371号

〔六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（用排水施設整備 幸西地区）計画を変更したので、関係書類を次の
とおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 幸西地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和四年二月十八日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

岡山市東区役所

〔七〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県土地改良事業団連合会長職務代理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年二月十八日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

美作市後山地区	測 量 区 域
公共測量（ほ場整備に伴う確定測量）	測 量 の 種 類
令和四年二月一日から同年三月二十五日まで	測 量 期 間

〔七一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局苦田ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年二月十八日
岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
苦田郡鏡野町地内	公共測量（基準点測量）	令和四年一月十一日から同年三月三十一日まで

令和4年2月18日 岡山県公報 第12371号

〔七二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年二月十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字原七〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿六九―五

塩尻 卓也

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月十五日岡山県指令建指第三四七号

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年二月十八日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二岡山県立岡山朝日高等学校の項中

三六〇	三六〇	三六〇	―	一、〇八〇
-----	-----	-----	---	-------

を

三二〇	三六〇	三六〇	―	一、〇四〇
-----	-----	-----	---	-------

に改め、同表岡山県立岡山一宮

高等学校の項中

二八〇	―	一、〇〇〇
-----	---	-------

を

二四〇	―	九六〇
-----	---	-----

に改め、同表岡山県立瀬戸高等学校の項中

一六〇	―	―	―	―
三二〇	―	―	四八〇	―

に改め、同表岡山県立岡山南高等学

校の項中

一二〇	一二〇	―	一、〇四〇
-----	-----	---	-------

を

八〇	一二〇	―	一、〇〇〇
----	-----	---	-------

に改め、同表岡山県立岡山御津高等学校

の項中

―	三二〇	四四〇
一二〇	―	―

を

一六〇	四〇〇
二四〇	―

に改め、同表岡山県立倉敷古城

池高等学校の項中

九二〇	九二〇
-----	-----

を

八八〇	八八〇
-----	-----

に改め、同表岡山県立倉敷中央

高等学校の項中

二〇〇	八八〇
-----	-----

を

一六〇	八四〇	に改め、同表岡山県立玉島高等学校の項中
二四〇	七六〇	を
二〇〇	七二〇	に改め、

同表岡山県立倉敷鷺羽高等学校の項中

未 来 創 造	ビ ジ ネ ス	普 通				
二 四 〇	一 六 〇	二 四 〇				六 四 〇
を						

普 通	ビ ジ ネ ス	三六〇	二四〇	六〇〇	に改め、同表
--------	------------------	-----	-----	-----	--------

岡山県立玉野高等学校の項中

一六〇	一六〇	四八〇	を
-----	-----	-----	---

一六〇	四八〇	に改め、同表岡山県立玉野光南高等学校
-----	-----	--------------------

の項中	四四〇	一二〇	二四〇	八〇〇	を
-----	-----	-----	-----	-----	---

四〇〇	一二〇	二四〇	七六〇	に改め、同表岡山県立笠岡高等
-----	-----	-----	-----	----------------

普 通	五六〇	五六〇	を
--------	-----	-----	---

岡山県立総社南高等学校の項中		岡山県立井原高等学校の項中「五六〇」を「五二〇」に		岡山県立笠岡商業高等学校の項中	
普	通	家 普	地 家 園	情 商	普
通	通	政 通	域 園	報 処 理 業	通
	二四〇	四〇	生 活	ビ ジ ネ ス 情 報	
	二四〇	四〇	芸 芸	一 二 〇	
	二四〇	四〇		四 〇 〇	
	二四〇	四〇		四 〇 〇	
二四〇		二〇〇	八 〇	三 六 〇	五二〇
七二〇	七二〇	八〇〇	に改め、同表岡山県立総社	に改め、同表	五二〇
に改め、同表	を	に改め、同表	を	を	に改め、同表

「を」

全 日 制	食 生 品 物 科 生 学 産	専 攻 科	看 護 師 科
三 五		四 〇	四 〇
三 五	三 五	四 〇	四 〇
三 五	三 五	—	四 〇
—	—	—	—
—	—	—	—
二 一 〇	—	八 〇	—

に改め、同表岡山県立林野高等学校の項中、「三八〇」を「三六〇」に改め、同表岡山県立勝間田高等学校の項中「四〇〇」を「三八〇」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

全 日 制	専 攻 科	全 日 制
食 生 品 物 科 生 学 産		普 看 食 経 通 護 生 営 ジ ビ ネ ス
	四 〇	四 四 四 〇 〇 〇
三 三 五 五	四 〇	四 七 〇 〇
三 三 五 五		四 七 〇 〇
一 四 四 〇	八 〇	三 四 〇 〇